

住民税・所得税・復興特別所得税の申告

所得税および復興特別所得税(国税)の確定申告

市役所3階申告会場に必要な主なもの

- ▶給与・年金等の源泉徴収票
- ▶各種控除に必要な書類
 - ・生命保険料や地震保険料控除証明書
 - ・社会保険料や国民年金などの控除証明書または領収書
 - ・寄附金の控除証明書または領収書
 - ・医療費控除の明細書
- ▶筆記用具・計算機
- ▶マイナンバーカードの写し(お持ちでない人は、番号確認書類と身元確認書類の写しを持参)
 - ※番号確認書類=通知カードまたはマイナンバー記載の住民票の写し
 - ※身元確認書類=運転免許証や公的医療保険の被保険者証など
- ▶(還付申告の場合のみ)申告相談者の口座情報がわかるもの
- ▶確定申告書の作成に必要な情報を記載した「確定申告のお知らせ」ハガキまたは封書(お持ちの人のみ)

住民税(市・府民税)の申告

☎税務課市民税係(☎983-1113、2164)

住民税の申告が必要な人

- ・令和5年1月1日現在、八幡市内に住所があり、令和4年に所得(収入)があった人など

申告に必要な主なもの

- ▶前述「所得税および復興特別所得税(国税)の確定申告」の「市役所3階申告会場に必要な主なもの」とおり
- ※マイナンバーカードは原本でも可(郵送の場合は写しを同封)

住民税の申告が不要な人

- ▶所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出した人
- ▶収入が給与所得のみで、勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されている人
- ▶令和4年中に所得がなかった人
- ※令和5年度の非課税(所得)証明書が必要な人は申告が必要です。このほか、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、障害基礎年金、老齢福祉年金などの算定に影響が出る場合は、必ず申告してください。
- ※申告が不要な人でも、扶養控除・生命保険料控除・地震保険料控除等の申告をされた場合、住民税額が下がる場合があります。

確定申告会場は大勢の人で混雑します。会場内の密を避ける観点から、可能な限り、パソコンやスマホから申告書が作成できる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用し、郵



送やe-Tax(電子申告)による提出にご協力ください。
住民税の申告は郵送提出も可能ですが、申告書の作成が困難な人は、申告会場ほか市役所2階税務課市民税係までご相談ください。

インターネットや郵送による提出にご協力を!

税の申告相談会場のご案内

※今年も2の申告会場の場所を変更しています。

1 宇治税務署 宇治税務署(☎0774-44-4141)

開催日程	場所	時間	申告の種類
3月15日(水)まで ※土・日を除く。	宇治税務署 1階	相談受付時間 午前9時～ 午後4時	▶土地・建物・株式等の譲渡所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除、令和3年分以前の確定申告、贈与税や相続税等の申告

※入場の際に「入場整理券」が必要となります。入場整理券はLINEによる事前発行および会場で当日発行しますが、発行状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。
※会場では、原則としてご自分でスマートフォンまたはパソコン操作をお願いしております。
※税務署の駐車場(障がい者用駐車場を除く)は、利用できません。臨時駐車場(税務署から西へ約500m)をご利用ください。
※新型コロナ対策として、マスクの着用および筆記用具や計算機等を持参してください。また、咳や発熱等の症状や体調がすぐれない人の入場をお断りします。

2 市職員による申告相談会場 税務課市民税係(☎983-1113、2164)

開催日程	場所	時間	申告の種類
3月15日(水)まで ※土・日を除く。	市役所税務課 市民税係(2階22番窓口)	午前8時30分～ 午後5時15分	▶住民税(市民税・府民税)申告
	市役所3階 市民プラザ	受付時間 午前9時～ 午後4時 ※定員になり次第締切。 相談時間 午前9時～正午 午後1時～4時	▶住民税(市民税・府民税)申告 ▶簡易な所得税の確定申告(公的年金等所得者・給与所得者の申告) ※市職員のみ対応となりますので、確定申告については、相談・受付できる種類が限られます。

※受付の準備が整い次第、当日分の番号札を配布します。
※混雑状況により、長時間お待ちいただくことや、早めに受付を終了する場合があります(例年、3月上旬までは大変混み合います)。

八幡人権・交流センター

閉館時間の変更について

令和5年4月1日から八幡人権・交流センターの閉館時間が変わります。

変更前 午前8時30分～
午後8時
変更後 午前8時30分～
午後5時15分

※市税や保険料、市営住宅家賃、共益費等の収納窓口についても、午後5時15分までとなります。

☎人権政策課(☎981-3127)

☎税務課市民税係(☎983-1113、2164)

所有している軽自動車やバイク等が盗難の被害にあつたら、すぐに警察に盗難届を提出し、受理番号を持参のうえ、3月末までに廃車手続きをしてください。譲渡や解体などをした場合も同様にご手続きが必要です。

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在に軽自動車を持つ人に課税されるため、4月2日以降に廃車をされた場合、その年度の軽自動車税(種別割)は全額納めていただくこととなります。

バイク等の譲渡・廃車は3月末までに手続きを

車種	登録および廃車の手続き・問合せ先
●原動機付自転車(総排気量125cc以下) ●農耕作業用自動車(トラクター等) ●小型特殊自動車(フォークリフト等) ●ミニカー	【必要なもの】 ナンバープレート、標識交付証明書、本人確認書類(代理人が手続きを行う場合は委任状と代理人の本人確認書類) ☎市役所税務課市民税係(☎983-1113、2164)
●二輪の小型自動車(総排気量250cc超) ●二輪の軽自動車(総排気量125cc超250cc以下)	☎京都運輸支局(☎050-5540-2061)
●三輪または四輪の軽自動車	☎軽自動車検査協会(☎050-3816-1844)